○財務省・国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査報告の作成）	（監査報告の作成）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。	2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第十五条の二第二項第一号ニを除き、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第三条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　法第十三条第二項第二号に規定する情報の提供その他の援助に関する事項	（新設）
十四　法第十三条第二項第三号に規定する貸付けに関する事項	十三　法第十三条第二項第二号に規定する貸付けに関する事項
十五　法第十三条第二項第四号に規定する貸付けに関する事項	十四　法第十三条第二項第三号に規定する貸付けに関する事項
十六　法第十三条第二項第五号に規定する保険に関する事項	十五　法第十三条第二項第四号に規定する保険に関する事項
十七　法第十三条第二項第六号に規定する貸付けに関する事項	十六　法第十三条第二項第五号に規定する貸付けに関する事項
十八　法第十三条第二項第七号に規定する業務に関する事項	十七　法第十三条第二項第六号に規定する業務に関する事項
十九～二十一　（略）	十八～二十　（略）
（区分経理）	（区分経理）
第十条　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。	**第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定	二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定
イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号から第四号まで及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務	イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号、第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務
ロ　（略）	ロ　（略）
附　則	**附　則**
（業務方法書の記載事項の特例）	（業務方法書の記載事項の特例）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「第七号の業務」とあるのは「第七号並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第十三条第一項第一号」とあるのは「第十三条第一項第一号及び附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及	2　法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「第六号の業務」とあるのは「第六号並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第十三条第一項第一号」とあるのは「第十三条第一項第一号及び附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及